

発議案第 2 号

白井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 議会運営委員会
委員長 柴田 圭子

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、オンラインによる方法により会議を開催することを可能とするため、規則の一部を改正するものです。

白井市議会会議規則の一部を改正する規則

白井市議会会議規則（平成13年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第40条中「ついで」を「次いで」に改める。

第46条第1項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 7 1 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 7 7 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項中「とる」を「採る」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 8 0 条第 1 項中「学識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 9 4 条の次に次の 1 条を加える。

（出席委員に関する措置）

第 9 4 条の 2 この章における出席委員には、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 1 0 0 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 1 1 4 条及び第 1 1 6 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 1 7 条第 1 項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という」。）」を加え、「その出席」を「会議（オンラインによる方法を含む）への出席」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第 1 1 8 条に次の 1 項を加える。

2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 1 2 5 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員

をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 1 2 7 条中「第 1 章・第 4 節」を「第 1 章第 4 節」に改める。

第 1 2 8 条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第 1 2 9 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 1 3 1 条第 1 項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 3 2 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 1 3 7 条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 3 8 条第 1 項中「とる」を「採る」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 1 3 9 条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
- 第 1 4 1 条第 1 項のただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 1 4 1 条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 1 4 1 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 1 4 2 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれていると

きは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「ついては」を「ついては、」に改める。

第145条中「その内容が請願に適合するものは」を「議長が必要があると認めるものは」に改める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさの類」を「コート、マフラー、傘の類」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に、「議決することは」を「議決することが」に改める。

第167条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第167条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○白井市議会会議規則（平成13年議会規則第1号）新旧対照表

7

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(略)

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(略)

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(略)

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(略)

(発言の許可)

第114条 委員は、全て 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(略)

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という。)に対し、会議(オンラインによる方法を含む)への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申し出 があったときは、その許否を決める。

(略)

(委員長の発言)

第118条 (略)

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(略)

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験を有する者等 (以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(略)

(新設)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(略)

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(略)

(発言内容の制限)

第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員にに対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(略)

(委員長の発言)

第118条 (略)

(新設)

(略)

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(略)

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(略)

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(略)

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(略)

(起立による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(略)

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(略)

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章・第4節の規定を準用する。

(略)

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(略)

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(略)

(起立による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決をとる。

(略)

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2～4 (略) 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> (略) (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 (紹介議員の委員会出席) 第142条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。 (1)・(2) (略) 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものの<u>については</u>、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>議長が必要であると認めるものは</u>、請願書の例により処理するものとする。 (略) (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、</u>	2～4 (略) 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。 (新設) (略) (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす _____。 (紹介議員の委員会出席) 第142条 (略) 2 (略) (新設) (新設) (請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) (略) (新設) 2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものの<u>については</u>、これを請求しなければならない。 (陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは</u>、請願書の例により処理するものとする。 (略) (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、</u>
---	---

マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(略)

(資料等) の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等
を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。

(略)

(議長の秩序保持権)

第159条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

(略)

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(略)

(協議等)の場の開催方法の特例)

第167条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

(略)

えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは_____、この限りでない。

(略)

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(略)

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

(略)

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(略)

(新設)

(略)